

# 医療・福祉施設等物価高騰対策応援金 申請要領

## 【申請受付期間】

令和8年2月13日（金）～令和8年3月31日（火）

- ※ WEB申請又は郵送により申請してください。（持参不可）
- ※ 申請は、1施設につき1回限りです。
- ※ 1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、早急な修正をお願いします。

## 【お問合せ先】

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金コールセンター

TEL：089-907-8116

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

## 【提出先】

<WEB申請の場合>

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

①愛媛県ホームページ「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金について」  
の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

②WEB申請ページURLを入力

<https://ehime-iryofukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-0213>

<郵送の場合>

〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目 12-13 伊予鉄三町ビル2階

「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金」事務局 宛

## 【業務委託】

申請に係る受付、審査、支払、コールセンター運営業務は、伊予鉄総合企画株式会社に委託して実施します。

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）は、医療・福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

## **1 趣旨**

物価高騰が長期化する中、光熱費や食材費高騰の影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設等、児童福祉施設等、障がい福祉施設等、高齢者福祉施設・事業所等、救護施設及び公衆衛生施設（以下「医療・福祉施設等」という。）を対象として、応援金を支給するものです。

## **2 支給対象者**

### **1 対象施設**

各応援金の支給対象施設は、次に該当する施設とします。

#### **(1) 光熱費高騰分**

所在地が愛媛県内にあり、令和8年2月13日時点で運営中の別表①に掲げる施設。  
ただし、令和8年1月1日以降に新規に開設した施設等は除く。

#### **(2) 食材費高騰分**

1 (1) に該当し、かつ令和7年7月から令和7年12月までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設。

#### **(3) 救急告示病院等又は周産期医療を担う病院への加算分**

1 (1) に該当し、かつ、令和8年2月13日時点で救急告示病院等又は周産期医療を担う病院。ただし、令和8年1月1日以降に新たに対象となった施設等は除く。

#### **(4) 福祉避難所指定加算分**

1 (1) に該当し、かつ、令和8年2月13日時点で福祉避難所に指定されている施設。ただし、令和8年1月1日以降に新たに指定された施設等は除く。

#### **(5) 訪問系サービス加算分**

1 (1) に該当し、かつ、別表①において訪問系に区分される施設

### **2 対象外施設**

#### **(1) 次のいずれかに該当する者が設置する施設**

ただし、①の者が設置する病院、有床診療所及び無床診療所については、この限りでない。

① 県又は市町

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

③ 県税に未納がある者

④ 上記のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないこと知事が認めた者

(2) 上記1 (2) について、当該期間中に、施設が食材費を一切負担していない場合は、食材費高騰分加算の支給対象外とする。

## **3 支給額**

別表に基づき支給します。

## 4 申請手続

### 1 受付期間

令和8年2月13日(金)～令和8年3月31日(火)

○WEB申請の場合：令和8年3月31日17時までの受付

○郵送申請の場合：令和8年3月31日の消印有効

### 2 申請書等

申請書類			
	様式	書類名	注意事項
①	WEB申請フォーム又は支給要綱様式第1号	医療・福祉施設等物価高騰対策応援金申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>提出方法はWEB申請又は郵送に限ります。</li><li><b>振込先の口座名義人は、通帳表紙に記載のとおり正確に記入</b>してください。</li><li><b>必ず申請者名義の口座を指定</b>してください。</li></ul> ※ 法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。
②	—	振込先がわかる書類(預金通帳等)の写し	<ul style="list-style-type: none"><li>通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写しを添付してください。</li><li>WEB申請での提出の場合は、写真データによる提出可</li></ul>

※申請書様式は、愛媛県ホームページ

(<https://www.pref.ehime.jp/page/133678.html>) からダウンロードしてください。

### 3 提出先・提出方法

WEB申請又は郵送により、次の宛先まで提出してください(持参不可)。

#### 【WEB申請の場合】※押印不要

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

①愛媛県ホームページ「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

②WEB申請ページのURLを入力

<https://ehime-iryofukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-0213>

#### 【郵送の場合】※押印必要

(提出先) 〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目12-13

伊予鉄三町ビル2階

「医療・福祉施設等物価高騰対策応援金」事務局 宛

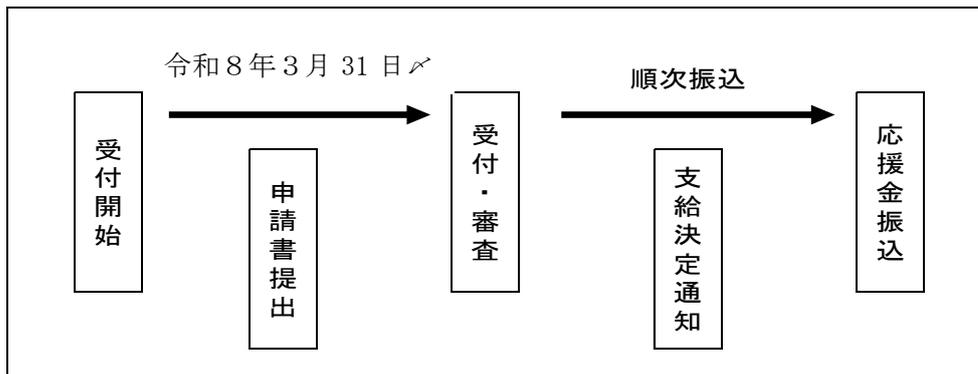
#### 4 審査・振込

事務局による審査の結果、応援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を発送のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、早急な修正をお願いします。

また、申請に係る施設の事業実施状況等について、県の施設所管課から申請者へ確認の連絡をすることがあります。

##### 【審査の流れ】



#### 5 その他

- 申請は、1施設につき1回限りです。
- 1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。

##### 5 その他

- 1 応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、応援金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、応援金支給業務以外に使用することはありません。

別表：支給単価表

① 光熱費高騰分対象施設及び単価

施設区分	施設種別（支給対象施設・サービス種別）		定額単価 （光熱費）
医療 施設等	入所系	病院、有床診療所（保険医療機関に限る。）	490 千円/施設
	通所系	無床診療所（保険医療機関に限る。）	90 千円/施設
	訪問系	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所	30 千円/施設
	その他	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。） 歯科技工所 薬局（保険薬局に限る。）	30 千円/施設
児童 福祉施設等	入所系	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム	250 千円/施設
	通所系	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設 児童厚生施設、放課後児童クラブ	130 千円/施設
	その他	里親（委託を受けている世帯に限る。）	80 千円/施設
障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	入所系	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所、医療型障害児入所、短期入所施設、療養介護	250 千円/施設
	通所系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	130 千円/施設
	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	80 千円/施設
	その他	就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援施設	80 千円/施設

高年齢者福祉施設・事業所等  ※基準該当は含み、医療機関のみなし指定を除く。	入所系	短期入所生活（療養）介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	250 千円/施設
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	130 千円/施設
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	80 千円/施設
	その他	居宅介護支援、福祉用具貸与	80 千円/施設
救護施設	入所系	救護施設	250 千円/施設
公衆衛生施設	その他	一般公衆浴場	40 千円/施設

(注) 法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限り。

② 食材費高騰分対象施設及び加算単価

施設区分	施設種別	加算単価（食材費）
医療施設等	病院	9 千円/病床
	有床診療所・助産所（有床）	9 千円/病床
児童福祉施設等 障がい福祉施設等 高齢者福祉施設等	入所系、その他（里親）	9 千円/人
	通所系（児童厚生施設を除く）	3 千円/人
救護施設	入所系	9 千円/人

③ 救急告示病院等又は周産期医療を担う病院への加算、福祉避難所指定加算及び訪問系サービス加算対象施設及び加算単価

施設区分	施設種別	特別加算単価
医療施設等	救急告示病院等又は周産期医療を担う病院	1,000 千円/施設
児童福祉施設等 障がい福祉施設等 高齢者福祉施設等 救護施設	福祉避難所に指定されている施設	100 千円/施設
医療施設等 障がい福祉施設等 高齢者福祉施設等	訪問系サービス施設（別表①参照）	20 千円/施設